

## 埼玉県介護サービス事業所 I C T 導入支援モデル事業所募集要領

### 1 募集の趣旨・目的

介護記録ソフト等の I C T を継続的・効果的に活用する介護サービス事業所（モデル事業所）を募集し、当該モデル事業所における I C T の活用方法や効果を広く県内の介護施設・事業所等に公開することにより、I C T の普及促進を図る。

### 2 事業内容

モデル事業所に選定された事業者は、以下の内容を実施する。

#### (1) I C T の導入

記録業務、情報共有業務及び請求業務の業務効率化に資する I C T を導入すること。導入に掛かる費用については、「埼玉県介護サービス事業所 I C T 導入支援モデル事業補助金交付要綱」に基づき、県がその一部を補助する。

また、導入に当たり、ノウハウ面での支援が必要な場合は、「埼玉県介護サービス事業所 I C T 導入支援モデル事業に係るアドバイザー派遣実施要領」に基づき、モデル事業所に対して県がアドバイザーの派遣を行う。

#### (2) 導入効果の検証・報告

I C T の導入効果について検証を行い、別途定める報告書により報告すること。

#### (3) 普及促進への協力

I C T 導入に関する他事業者からの照会等に応じること。

また、年度末に予定している成果報告会において、事例報告に協力すること。

### 3 事業実施期間

本事業の実施期間は、モデル事業所選定の日から令和 6 年 3 月末までとする。

### 4 募集事業所

以下の事業所を対象とする。

(1) 対象 介護保険法に基づく指定又は許可を受けた、埼玉県内に所在する介護サービス事業所

(2) 募集事業所数 2 事業所

### 5 応募資格

4 (1) の事業所を運営し、かつ 2 の「事業内容」を実施できること。

## 6 応募方法

本事業に応募する者は、以下の書類を1部提出すること。

### (1) 提出書類

- ア 埼玉県介護サービス事業所 I C T 導入支援モデル事業補助金交付申請書  
(様式第1号)
- イ I C T 導入計画書 (別紙1-1)
- ウ 経費所要額調書 (別紙1-2)
- エ 見積書の写し (購入予定の介護ソフト及びタブレットの価格、数量など。)
- オ カタログ (購入予定の介護ソフト及びタブレットの仕様など。)

### (2) 提出期限

令和5年6月30日 (金) 午後5時00分 必着

### (3) 提出方法

電子メール (見積書の写し、カタログのみ郵送・持込可)

### (4) 提出先

埼玉県福祉部高齢者福祉課 施設・事業者指導担当  
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

## 7 選定方法

上記6の提出書類を審査し、選定する。

選定結果については、全ての応募者に書面で通知する。

## 8 選定のポイント

- (1) 現在の I C T 導入状況
- (2) 課題の分析・目標の設定
- (3) I C T 機器の活用及び普及促進への意欲

なお、選定の際には、上記以外に事業所規模やサービス種別のバランス等について総合的に判断する。

## 9 スケジュール (予定)

### (1) 補助金交付申請書受付

令和5年5月23日 (火) から令和5年6月30日 (金)

### (2) モデル事業所の選定結果通知・補助金交付決定

令和5年7月中旬

### (3) 導入効果検証、見学者の受入れ

令和6年1月～

### (4) 成果報告等

令和6年3月～

## 10 申請者の失格

次のいずれかに該当する場合には、申請を受け付けないこととする。

また、モデル事業所として決定後、次のいずれかに該当することとなった場合、又は該当していたことが明らかになった場合には、その決定を取り消す。

- (1) 応募資格の各項目を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 破産等、補助対象事業の履行が困難と認められるに至った場合
- (4) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、申請及び事業の実施に当たり著しく信義に反する行為があった場合

## 11 その他

- (1) 申請に関する費用は、全て申請者の負担とする。
- (2) 選定の経過は非公開とする。

## 12 問合せ先

埼玉県福祉部高齢者福祉課 施設・事業者指導担当

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

TEL:048-830-3254 FAX:048-830-4781 Mail:a3240-11@pref.saitama.lg.jp

## 附 則

この要領は、令和2年5月28日から施行する。

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

この要領は、令和4年5月26日から施行する。

この要領は、令和5年5月23日から施行する。